

令和4年度予算編成方針

1 本市の財政状況

(1) 主要財政指標の現状

令和2年度決算においては、実質公債費比率、経常収支比率ともに、前年度に比べ改善したところではあるが、県内14市の平均を上回っており、依然として財政の硬直化が危惧される。

【参考 令和2年度決算】

実質公債費比率 8.9% (14市中13位) 県内14市平均 5.5%
 経常収支比率 93.3% (14市中10位) 県内14市平均 91.4%

(2) 今後の見通し

歳入においては、少子高齢化が進行し総人口が減少する中、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会経済情勢に与える影響も未知数であるため、市税収入などの自主財源の減少が懸念される。また、普通交付税においては、合併特例措置の縮減による影響が令和7年度まで続くことから、一般財源総額の減少が見込まれる。

一方、歳出においては、多種多様な市民ニーズに的確に対応するため、予算規模は拡大傾向にあるが、今後は、公共施設の老朽化も進んでいることから、維持管理費の増加に加え、施設更新に伴う普通建設事業の増大も見込まれる。

これらの状況を踏まえると、財政調整基金の残高は、令和元年度災害前の水準に戻りつつあるものの、市債残高は増加するなど、本市を取り巻く財政状況は厳しさを増すことが予想されることから、歳入・歳出の両面において、更なる行財政改革を推進する必要がある。

【参考 財政調整基金・市債 年度末残高】 (単位：千円)

区 分	財政調整基金	市債残高
平成30年度	7,948,775	57,978,475
令和元年度	3,849,733	58,534,807
令和2年度	5,699,937	60,657,348

2 予算編成の基本方針

令和4年度予算は、現下の厳しい財政状況のなかにあつて、栃木市総合計画の総仕上げに向けた各施策を推進するとともに、社会変化に対する的確な対応、新型コロナウイルス感染症に対する生活や経済活動の安定など、今後求められる社会の動態を見据えた取組を推進するため、市の財政課題を職員一人一人が自らの課題と捉え、ニーズや費用対効果を検討し、真に必要な事業に経営資源を集中する。

令和4年度当初予算編成にあたっては、以下の諸点を基本方針とする。

(1) 施策・事業の着実な推進

- ① 「第2期 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業は、重点的に取り組む事業として、効果を十分に発揮するよう創意工夫の上、計上すること。
- ② 第2次行政改革大綱・財政自立計画の取組事項を着実に推進し、歳入確保及び歳出抑制に努めること。特に、補助金交付金及び個人給付は、当該計画において、大幅な見直しを目標としていることから、安易に現状維持及び給付水準や補助率の上昇を伴う改正を行わないこと。

(2) 財源確保の徹底

- ① 市民負担に不均衡が生じないように、課税客体の的確な把握、収納率向上、受益者負担の適正化を図ること。
- ② 国や県、民間団体の補助制度の動向を注視し、各種交付金等に係る事業への活用を図ること。
- ③ 特定目的基金は、各種事業の推進のために積極的に活用することとし、再度、基金の趣旨・目的を確認すること。
- ④ 特別会計においては、自助努力により財源確保に努め、より一層の経営合理化及び事務費等の経常経費の削減を図ること。また、企業会計においては、一般会計に依存せず、独立採算による運営に努めること。

(3) 行財政改革のさらなる推進

- ① 定員適正化計画に基づく職員の定数管理を着実に推進し、特別職非常勤職員を含め、総人件費の抑制に取り組むこと。

【参考 類似団体との比較（令和2年4月1日現在 普通会計職員数）】

栃木市	1,198人	人口1万人当たり	74.90人
類似団体市平均		人口1万人当たり	66.91人
		(類似団体 19市中 17位)	

※普通会計職員数とは一般行政、教育及び消防部門の職員数（水道、下水道を除く。）

- ② 会計年度任用職員の配置は、必要人員数、勤務日、勤務時間を引き続きゼロベ-

スで見直すこととする。特に、事務補助、窓口業務補助を行う者は、あくまで、補助であるという観点から、繁忙時期や混雑時間帯のみの配置とする。

- ③ 公共施設適正配置計画及び施設ごとの再配置等の個別事業計画に基づき、統廃合等の対象となっている施設においては、現施設の利用期間中の安全を確保するための必要最小限の修繕に留めること。また、大規模な改修が必要となった場合、計画より前倒しの閉鎖を検討すること。
- ④ 実質公債費比率及び将来負担比率の改善のため、市債発行の抑制を図ること。特に、地方交付税措置の無い市債を財源とする投資的事業は、広く受益者があり、長期的な効果をもたらすことが確認できるものに限り実施する。

3 令和4年度財政収支見通し

- (1) 一般財源収入総額を 407.6億円（対前年度当初 0.8億円減）と見込む。
- (2) 一般財源需要総額を 450.2億円（対前年度当初 0.8億円減）と見込む。
- (3) 財源不足額は 42.6億円と見込む。

4 令和4年度予算要求基準（一般財源要求限度額）

令和4年度予算の要求基準は次のとおりとするが、職員一人一人が危機感をもって予算の編成にあたり、要求限度額は厳守するものとする。したがって、要求限度額を超過した要求は、情勢の変化等理由の如何にかかわらず一切認められない。

また、各部長等は、その義務と責任において、既存事業等の廃止や事業手法の変更などにより事業費を低減し、要求額を圧縮すること。

- (1) 投資的事業、行政的事業、管理的事業及び義務的事業の事業区分ごとの要求限度額は、令和4年度実施計画額を基に算出した別紙のとおりとし、その性質から一般財源の相互調整を原則不可とする。

ただし、部内調整を行ってもなお、行政的事業、管理的事業及び義務的事業のいずれかが要求限度額を超過してしまう場合、事前に財政課担当主計員と協議のうえ、①行政的事業と管理的事業の相互調整／②義務的事業の不足額に対する行政的事業又は管理的事業との相互調整のみ可能とする。

- (2) 当初予算編成時点で予見できる経費は、全て要求するものとし、補正予算による対応とならないよう留意すること。

5 その他

- (1) 復活(調整)要求について

1次内示後、復活したい事業等がある場合には、部内の他事業の経費を削減し、要求総額が一般財源内示額の範囲内となるよう調整のうえ、復活(調整)要求すること。